

令和3年9月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和3年9月21日（火）18時
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，
5 松本健委員， 6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員，
9 杉原倫代委員， 10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治
会長職務代理者， 13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也，係長 我部山 美治
7. 議 案 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願について
8. 報 告 報告第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
9. 議 事
- 局 長

それでは、ただいまより、令和3年9月の農業委員会総会（定例会）を始めさせていただきます。

まず、はじめに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくをお願いします。

会 長

皆さんこんにちは。定例会開催のご案内を出しましたところ、ご参集いただき、ありがとございます。先週の週末、四国に上陸した台風14号では、大きな被害は出なかったようです。現在、中稲アキサカリの刈取りが始まっているようで、今後の天気は良さそうですので農作業に励んでいただきたいと思います。

新型コロナウイルスではありますが、香川県での感染確認者は一桁となっており、このまま収束するよう願っております。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

それでは、令和3年9月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思いますので、ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議事録署名人には、3番の高畑委員さんと、4番の藤田委員さんの両名、よろしく申し上げます。

それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請を、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてですが、議案書の1ページで、4案件でございます。

番号1と番号2につきましては、自作地相互の交換であります。

番号1ですが、

【申請人読み上げ】

申請農地は、【申請地読み上げ】であります。

本案件は、譲受人の要望により本申請地を取得し、代替地として番号2の農地を渡すものであります。

なお、申請地には水稻・レタスを作付けする計画が提出されております。

次に番号2ですが、【申請人読み上げ】

申請農地は、【申請地読み上げ】であります。

本案件は、譲渡人の要望により譲受人が番号1の農地を譲渡したため、本申請地を代替地として取得するものであります。

なお、申請地には野菜を作付けする計画が提出されております。

次に番号3と番号4については後でご説明いたします合意解約通知が提出された農地で、耕作者が所有権を取得するものであります。

番号3ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請農地は【申請地読み上げ】であります。

本案件の農地は残存小作地で、譲受人が耕作しておりました。残存小作を解消するため譲渡人に農地の買取りを提案したところ、話がまとまったために申請するものです。

なお、申請地には水稻を作付けする計画が提出されております。

次に番号4ですが、売買による所有権移転の案件でございます。

【申請人読み上げ】

申請農地は、【申請地読み上げ】であります。

本案件も番号3と同様に残存小作地の耕作者が農地の所有権を取得するため申請するものです。

なお、申請地には水稻を作付けする計画が提出されております。

申請があった4案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有機械の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、第5号の耕作の用に供する30アールの下限面積要件及び第7号の周辺地域との調和要件の審査基準を全て満たしております。そのため、農地法第3条第2項の各号の禁止要項には該当しないため、許可相当と考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページ3ページで、6案件でございます。

番号1ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】申請は、転用者が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、共同住宅1棟2階建292.29㎡を建築するものです。

転用者は会社役員をされておりますが、将来の生計を維持するため共同住宅の建設を計画したものです。

なお、本申請地は、都市計画区域において第一種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地であるため、転用できるものと考えます。

番号2ですが、使用貸借権の設定で、【申請人読み上げ】申請は、転用者が【申請地読み上げ】の農地を祖母より借り受け、自己住宅1建平屋棟108.484㎡を建築するものです。

現在、転用者は祖母宅において両親を含め6人で居住しておりますが、子供の成長に伴い、ゆとりのある住宅に住みたいこと、また、今後の定住地を確保するために自己住宅の建築を計画したものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号3ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】申請は、転用者が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、分譲住宅平屋建2棟203.7㎡を建築するものです。

転用者は丸亀市中津町に事業所を置き、建築一式工事の設計施工、土地

の造成及び分譲並びに分譲住宅の販売等を営んでいる会社であります。山倉建設に竜川小学校付近の住宅販売の問合せが数件あり、申請地は、東側と北側が市道に面し、県道に近いため交通の便が良く、販売が見込まれるため分譲住宅建設を計画したものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号4ですが、所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】

申請は、転用者が【申請地読み上げ】の農地を取得するものです。申請地は、隣接する境内地2,321㎡を併せ利用地として敷地拡張されております。本申請は、無断転用について是正し、追認を受けるため申請されたものです。

申請地は、昭和49年に擁壁が建築され、境内地として使用しており、昭和49年12月に分筆された土地であります。その当時の契約書・領収書は残っておらず、経緯は不明であります。農地法の許可を受けることなく工事が行われ造成されております。申請において、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号5ですが、使用貸借権の設定で、【申請人読み上げ】

申請は、転用者が【申請地読み上げ】を父より借り受け、自己住宅1建平屋棟131.25㎡を建築するものです。

転用者は、現在賃貸住宅で居住されておりますが、子供の成長に伴い手狭となっていることに加え、共働きのため子育ての支援を受けることが増えてくると考えられるため、実家に近い申請地に住宅建築を計画したものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地であります。計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

番号6ですが、売買による所有権移転の案件で、【申請人読み上げ】申請は、転用者が【申請地読み上げ】の所有権を取得し、分譲住宅2階建7棟436.45㎡を建築するものです。

転用者は丸亀市葭町に事業所を置き、不動産業を営んでいる会社であります。申請地は、幼稚園、小学校、病院、介護施設等が近隣にあり生活環境に優れているため、分譲住宅の需要が見込まれることから計画したものです。

なお、本申請地は7月27日に農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第2種農地ではありますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上6案件、登記地目は田が11筆、転用面積は4,317㎡であります。提出書類には特段不備はなく、転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、審査基準を満たすものであることから、特に問題は無いと考えておりますので、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1の申請地は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。9月11日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇町、番号3番号4は〇〇町ですので、竜川地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。9月11日に現地を見てきました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号5番号6は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたと思います。

〇〇委員

はい。9月11日に現地確認を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、非農地証明願について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、議案第3号、非農地証明願についてご説明いたします。議案書の4ページで、1案件でございます。

番号1ですが、申請人は【申請人読み上げ】

本申請は、証明を受けようとする土地である、【申請地読み上げ】の農地には、灌漑用の井戸を掘られ貯水タンクが設置されております。この施設は農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による農業用施設に供する場合に該当し、その面積も 200 m²未満であり、農地法の適用を受けない土地であることの証明を受けようとするものであります。

提出書類に不備もなく、非農地証明の可否については可とすることが相当であると考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号 1 は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

9 月 16 日に委員 4 名で現地を見てきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということですので。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第 3 号、非農

地判断につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認についてご説明いたします。議案書の最終ページで、3案件でございます。

番号1ですが、賃貸借権の合意による解約の案件でございます。

【申請人読み上げ】

本通知に係る農地、【申請地読み上げ】は、経営基盤強化促進法により平成30.6.1～令和7.5.31までの7年間、香川県農地機構を通じて賃貸借契約していたものですが、農地転用を目的として農地法第5条第1項の規定による許可申請を提出したため解約をしたものです。

番号2ですが、残存小作地の合意による解約の案件でございます。

【申請人読み上げ】

本通知に係る農地、【申請地読み上げ】は残存小作地で、議案第1号番号3でご審議いただいた農地です。所有権移転するために合意解約されたものです。

番号3ですが、残存小作地の合意による解約の案件でございます。

【申請人読み上げ】

本通知に係る農地、【申請地読み上げ】は残存小作地で、議案第1号番号4でご審議いただいた農地です。所有権移転するために合意解約されたものです。

今月は以上3件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、報告第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、報告第1号につきましては、通知のとおり
受理することに決定いたします。

会 長

これをもちまして全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 18時23分 終了